

厚真町社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

【沿革】

平成 12 年 2 月 16 日	制 定	平成 13 年 3 月 23 日	一部改正
平成 14 年 7 月 1 日	一部改正	平成 16 年 4 月 26 日	一部改正
平成 18 年 2 月 28 日	一部改正	平成 19 年 4 月 1 日	一部改正
平成 20 年 3 月 7 日	一部改正	平成 22 年 10 月 1 日	一部改正
平成 23 年 4 月 1 日	一部改正	平成 23 年 7 月 1 日	一部改正
平成 24 年 4 月 1 日	一部改正	令和 2 年 4 月 27 日	一部改正
令和 8 年 1 月 13 日	一部改正	令和 8 年 2 月 19 日	一部改正

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人厚真町社会福祉協議会（以下「法人」という。）が開設する厚真町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 厚真町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 北海道勇払郡厚真町京町 1 5 8 番地

(職員の職種、員数及び職務内容・指定訪問介護と指定介護予防訪問介護を兼務)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1 名（訪問介護員を兼ねる）
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士 4 名（常勤職員 1 名、非常勤職員 3 名）
2 級課程修了者 1 名（非常勤職員 1 名）

訪問介護員等は指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(2) 休業日 日曜、祝祭日及び12月30日から1月4日までとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合にはこの限りではない。
(3) 営業時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜日 午前9時00分から午後12時00分までとする。
(4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額とする。

- (1) 身体介護
(2) 家事援助
(3) 相談・助言
(4) 予防訪問介護

2 第8条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道10キロメートルまで 500円
(2) 事業所から、片道10キロメートルを超える分については、片道1kmにつき50円を加える。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第8条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
(2) 成年後見制度の利用

- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、厚真町の全域とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時1か月以内

(2) 継続研修 年2日以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年2月19日から施行する。